

(無許可製造数量)

第三条 法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、左の各号によるものとする。

一 理化学上の実験または医療の用に供するため製造する場合には、信号焰管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算二百グラム以下

二 鳥獣の捕獲もしくは駆除または射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包または空包二百個以下

三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲または駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下

四 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下

五 鳥獣の駆逐の用に供するために製造する場合には、一日につき空包百個以下

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第一項の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関

し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判断できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 危険区域には、作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 危険工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、火薬類一時置場(不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場(以下「危険工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停留量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナ

イトレート硝酸工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

（注）
$$\left(\frac{\text{存置する火薬類の重量}}{\text{火薬類の燃焼速度}} \right) \times \left(\frac{\text{火薬類の燃焼速度}}{\text{火薬類の燃焼速度}} \right)$$

(注1) 四九通告第五八号第二条

四の二 危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造(経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。)(注3)の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める基準により互いに連接する場合には、この限りでない。

(注2) 四九通告第五八号第三条

(注3) 四九通告第五八号第四条、第七条
(注4) 四九通告第五八号第八条、第一条

五 ボイラー室及び煙突は、危険区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。

五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定

(イ)																区 分	停滯量(以下)(爆薬)キログラム
(二の三)				(三)				(二)				(一)					
過塩素酸塩を主とする火薬の危険工室(予混和工室及び混和工室を除く)、酸化鉛を主とする火薬、過酸化バリウムを主とする火薬、臭素酸塩を主とする火薬若しくはクロム酸鉛を主とする火薬の危険工室若しくはロケットの危険工室及び燃焼試験場又はこれらの火薬類の火薬類一時置場				火薬、弾薬の薬筒若しくは薬包又は特殊弾の危険工室又は火薬類一時置場(他の欄に掲げる火薬の危険工室及び火薬類一時置場を除く。)				爆薬又は弾薬の危険工室又は火薬類一時置場(他の欄に掲げる危険工室及び火薬類一時置場を除く。)及び無煙火薬(ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬を除く。)の火薬類一時置場				ニトログリセリン若しくはニトログリコール又はこれらの混合物の危険工室					
第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	保安物件の種類	
(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	単位	
40	80	120	160	70	140	210	290	95	190	290	380	130	250	380	510	4,000	
40	75	120	150	70	140	200	270	90	180	270	360	120	240	360	490	3,500	
35	70	110	140	65	130	190	260	85	170	260	350	120	230	350	460	3,000	
35	70	100	140	60	120	180	240	80	160	240	330	110	220	330	430	2,500	
30	65	95	130	55	110	170	230	75	150	230	300	100	200	300	400	2,000	
30	55	85	110	50	100	150	210	70	140	210	270	90	180	270	370	1,500	
25	50	75	100	45	90	140	180	60	120	180	240	80	160	240	320	1,000	
25	50	70	95	45	85	130	170	55	120	170	230	75	150	230	310	900	
25	45	70	90	40	85	130	170	55	110	170	220	75	150	220	300	800	
25	45	70	90	40	80	120	160	55	110	160	210	70	140	210	280	700	
25	40	65	85	35	75	110	150	50	100	150	200	65	130	200	270	600	
25	40	60	80	35	75	110	150	50	100	150	200	65	130	200	260	550	
20	40	60	80	35	70	110	140	45	95	140	190	65	130	190	250	500	
20	40	55	75	35	70	100	140	45	90	140	180	60	120	180	250	450	
20	40	55	75	35	65	100	130	45	90	130	180	60	120	180	240	400	
20	35	50	70	30	65	95	130	40	85	130	170	55	110	170	230	350	
20	35	50	70	30	60	90	120	40	80	120	160	55	110	160	210	300	
20	35	50	65	30	55	85	110	35	75	110	150	50	100	150	200	250	
15	30	45	60	25	50	80	110	35	70	110	140	45	95	140	190	200	
15	30	40	55	25	45	70	95	30	65	95	130	40	85	130	170	150	
15	25	40	50	20	40	60	85	25	55	85	110	35	75	110	150	100	
15	25	35	45	20	40	60	75	25	50	75	100	35	70	100	140	80	
10	20	30	40	20	35	50	70	25	45	70	95	30	60	95	130	60	
10	20	30	40	20	35	50	70	20	40	60	80	25	55	80	110	40	
10	20	30	40	20	35	50	70	20	35	55	75	25	50	75	100	30	

(イ)																			
(ハ)				(七)				(六)				(五)				(四)			
実包、空包、銃用雷管、信号雷管、導火線、電気導火線又はコンクリート破砕器の危険工室又は火薬類一時置場（導火線、電気導火線又はコンクリート破砕器のみの火薬類一時置場を除く。）				火管、信管、工業雷管、電気雷管、導爆線、爆発せん孔器その他の火工品（他の欄に掲げる火工品を除く。）の危険工室又は火薬類一時置場				起爆薬の危険工室又は火薬類一時置場				ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレート の硝化工室				ニトログリセリン、ニトログリコール及び過塩素酸塩を含有せず、かつ、ニトロ化合物が十パーセント以下である硝安爆薬又は硝安油剤爆薬の危険工室又は火薬類一時置場			
第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件
(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	65	130	190	250
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	60	120	180	240
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	55	120	170	230
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	55	110	160	220
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	50	100	150	200
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	45	90	140	180
45	90	140	180	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	100	100	40	80	120	160
45	85	130	170	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	40	75	120	150
40	85	130	170	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	35	75	110	150
40	80	120	160	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	35	70	110	140
35	75	110	150	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	35	65	100	130
35	75	110	150	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	30	65	100	130
35	70	110	140	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	50	50	30	65	95	130
35	70	100	140	—	—	—	—	45	90	140	180	25	25	50	50	30	60	90	120
35	65	100	130	—	—	—	—	45	90	130	180	25	25	50	50	30	60	90	120
30	65	95	130	—	—	—	—	40	85	130	170	25	25	50	50	30	55	85	110
30	60	90	120	40	80	120	160	40	80	120	160	25	25	50	50	25	55	80	110
30	55	85	110	35	75	110	150	35	75	110	150	25	25	50	50	25	50	75	100
25	50	80	110	35	70	110	140	35	70	110	140	25	25	50	50	25	45	70	95
25	45	70	95	30	65	95	130	30	65	95	130	25	25	50	50	20	40	65	85
20	40	60	85	25	55	85	110	25	55	85	110	25	25	50	50	20	35	55	75
20	40	60	75	25	50	75	100	25	50	75	100	25	25	50	50	20	35	50	70
20	35	50	70	25	45	70	95	25	45	70	95	25	25	50	50	20	35	50	70
20	35	50	70	20	40	60	80	20	40	60	80	25	25	50	50	20	35	50	70
20	35	50	70	20	35	55	75	20	35	55	75	25	25	50	50	20	35	50	70

[illegible]

区分	(ろ)																保安物件の種類	単位	停滯量(以下)(火薬又は爆薬)キログラム	
	(一)				(二)				(三)				(四)							
	爆発の危険のある工室(がん具煙火の爆発の危険のある工室を除く。)若しくは日乾場又は廃棄焼却場				がん具煙火の爆発の危険のある工室				発火の危険のある工室(がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。)又は日乾場				がん具煙火の発火の危険のある工室(化粧巻き、組合せ、包装又は取函を行う工室、第一条の五第一号イ(4)から(6)までに掲げるがん具煙火の塗薬又は圧出を行う工室及び硝酸塩を主とする火薬の薬より工室を除く。)							
	第一種保安物件	第二種保安物件	第三種保安物件	第四種保安物件	第一種保安物件	第二種保安物件	第三種保安物件	第四種保安物件	第一種保安物件	第二種保安物件	第三種保安物件	第四種保安物件	第一種保安物件	第二種保安物件	第三種保安物件	第四種保安物件	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600
	—	—	—	—	30	65	95	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
	—	—	—	—	30	60	90	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
	—	—	—	—	25	55	80	110	—	—	—	—	—	—	35	65	100	130	—	300
	—	—	—	—	25	50	75	100	—	—	—	—	—	—	30	60	95	130	—	250
	—	—	—	—	25	45	70	95	—	—	—	—	—	—	30	60	85	120	—	200
	—	—	—	—	20	45	65	90	—	—	—	—	—	—	30	55	85	110	—	180
	—	—	—	—	20	45	65	85	—	—	—	—	—	—	25	55	80	110	—	160
	—	—	—	—	20	40	60	85	—	—	—	—	—	—	25	50	75	100	—	140
	—	—	—	—	20	40	60	80	—	—	—	—	—	—	25	50	75	100	—	120
	—	—	—	—	20	35	55	75	—	—	—	—	—	—	25	45	70	90	—	100
	—	—	—	—	15	35	55	70	—	—	—	—	—	—	20	45	65	90	—	90
	—	—	—	—	15	35	50	70	—	—	—	—	—	—	20	45	65	85	—	80
	—	—	—	—	15	30	50	65	—	—	—	—	—	—	20	40	60	80	—	70
	—	—	—	—	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	20	40	60	80	—	60
	—	—	—	—	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	20	40	55	75	—	55
	15	30	45	60	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	20	35	55	75	—	50
	15	30	40	55	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	15	35	55	70	—	45
	15	25	40	55	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	15	35	50	70	—	40
	15	25	40	50	15	30	45	60	—	—	—	—	—	—	15	30	50	65	—	35
	12	25	36	50	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	45	60	—	30
	12	24	36	48	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	45	60	—	25
	12	24	36	48	15	30	45	60	15	25	40	55	15	30	45	60	45	60	—	20
	12	24	36	48	15	30	45	60	12	24	36	48	15	30	45	60	45	60	—	15

(ろ)								
(七)	(六)				(五)			
火薬類一時置場(第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外の火薬類一時置場を除く。)	火薬類一時置場(第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外の火薬類一時置場を除く。)				がん具煙火の化粧巻き、組合せ、包装若しくは収函を行う工室、第一条の五第一号イ(4)から(6)までに掲げるがん具煙火の塗薬若しくは圧出を行う工室又は硝酸塩を主とする火薬の薬より工室			
保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件
(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル
10	30	60	90	120	—	—	—	—
10	30	55	85	120	—	—	—	—
10	25	55	85	110	—	—	—	—
10	25	55	80	110	—	—	—	—
10	25	50	75	100	—	—	—	—
10	25	45	70	95	—	—	—	—
10	20	45	65	90	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	—	—	—	—
10	20	40	60	80	15	25	40	55
10	20	40	60	80	15	25	40	55
10	20	40	60	80	10	25	40	50
10	20	40	60	80	10	25	35	50
10	20	40	60	80	10	25	35	45
10	20	40	60	80	10	20	35	45
10	20	40	60	80	10	20	35	45
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40
10	20	40	60	80	10	20	30	40

める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

(注5) 平成一六経告第一一八号

【参考】 平成一六年三月三十一日経済産業省令第五二五号附則第二項を参照

六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材

料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、

放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式

構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

(注6) 三五通告第七六号

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

(注7) 三五通告第七六号

規則 第四条

【参考】 防火壁 四九通告第五九号第一号

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

(注8) 三一通告第二二八号

八 発火の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、耐火性構造とすること。

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。）には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。

(注9) 四九通告第五八号の第十一条の二

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具（硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。）は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにする
ことが非常の際の避難に不便な場合 窓又は
出口の扉

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に

規則 第四条

窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室内の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。

(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散することおそれない危険工室

(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(危険工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が侵入しないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

電気設備に関する技術基準を定める省令第六九条、第七一条、第七二条、第七五条

十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停留量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措施を講ずること。

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。

【参考】 電気事業法第三九条

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとする。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

（注10）三五通告第七六号

規則 第四条

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ密軟質で収容物と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができ、当該無煙火薬の質量が八十キログラム以下のものであり、かつ、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。ただし、当該容器の外側の一部に補強材として当該材質を用いる場合には、この限りでない。

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

（注11）四九通告第五八号第一二条

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平坦にし、地形上やむを得ない場合は、こう配は、五十分の一以下とすること。

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等解撤工室、不発弾等一時置場又は不発弾等廃棄処理場（以下「不発弾等解撤工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対し、次の表の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

規則 第四条の二、第五条

ム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃薬焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限る、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

【参考】 製造方法の特則Ⅱ規則第五条の二第二項

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による

製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示^(注1)で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。

(注1) 平九通告第五四八号第一条

二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 危険工室等には、経済産業大臣が告示^(注2)で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

(注2) 四九通告第五八号第一三条

四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。

五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

九 危険工室等には、経済産業大臣が告示^(注3)で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。

(注3) 四九通告第五八号第一四条

十 火薬類の製造上特に温度に係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備

で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十六 火薬類並びにその原料及び半製品（以下この号において「火薬類等」という。）の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で行うこと。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合

ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

ニ 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装（容器及び火薬類を収納する

ために必要な構成材料をいう。以下同じ。）に収納すること。

（注4）平一〇通告第一四九号

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚げ煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二及び二十三 削除

二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はそのこ（その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができ期間は、当該無煙火薬の製造工程に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張をつける等盗難防止の措置

規則 第五條

を講じなければならない。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグナリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業

を行う際には、次の各号の措置を講ずること。
イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからヘまでのいずれにも適合すること。

イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。

ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。

ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。

ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。

ヘ 手筒煙火であつて、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。

四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。

五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。

（注5）平一八経告第六九号

3 第一項第三号、第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

に提出しなければならない。

2 前項の書類には、破壊的爆発の危険が少ないと判断された無煙火薬の名称及び組成、粒の形状及び寸法並びに装填薬量及び装填密度等の試験条件を明記し、回収破片の写真及び破片重量と累積重量分率の関係を示すグラフを付さなければならない。

(鋼管試験の方法)

第二条 鋼管試験は、次に定める方法により行うこととする。

一 下ふた（材質が日本工業規格G四〇五一（一九七九）「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS25Cで、外径七十六ミリメートル、高さ四十四ミリメートル、下部の厚さ十四ミリメートルのもの。以下同じ。）をねじ（日本工業規格B二〇三（一九九九）「管用テーパねじ」に規定するもの。以下同じ。）止めた鋼管（材質が日本工業規格G三四五四（一九八八）「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定するもので、呼び径五〇A、呼び厚さでスケジュール六十、長さ五百ミリメートルの継目無鋼管。以下同じ。）に試験物品を充てんする。

二 黒色火薬（目開きが一・一八ミリメートルの網ふるい（日本工業規格Z八八〇一一（二〇〇〇）「試験用ふるい」に規定する金属製網ふるいをいう。以下同じ。）で全量通過し、かつ、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいで全量残留するもの）十グラムからなる点火具を取り付けた上ふた（材質が日本工業規格G四〇五

一（一九七九）「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS25Cで、外径七十六ミリメートル、高さ四十四ミリメートル、上部の厚さ十四ミリメートルのもの。以下同じ。）を鋼管にねじ止める。

三 点火具を発破器の電流により点火し、鋼管の破裂の程度を観察する。

(判定方法)

第三条 前条の鋼管試験により破壊的爆発の危険が少ない無煙火薬であると判断される破裂の程度は、鋼管、上ふた及び下ふたの破片のうち、重量が二百グラムを超えるものの重量の合計が、起爆させる前の鋼管、上ふた及び下ふたの総重量の五十パーセントを超える場合とする。

○昭和四十九年通商産業省告示第五十八号

（火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目）

（昭和四十九年二月十六日）
通商産業省告示第五十八号

改正 平成十六年三月三十一日経済産業省告示
第百十九号

第百十九号

平成十六年三月三十一日経済産業省告示
第百二十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四条第一項第四号、第四号の二及び第二十七号並びに第五条第一項第三号、第九号及び第二十号の規定に基づき、火薬類の製造施設の構

造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定めたので、告示する。

なお、昭和三十六年一月通商産業省告示第十四号（火薬類取締法施行規則に基づく危険工室等からつばら当該製造所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離等を定める件）は、廃止する。

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(保安距離)

第二条 規則第四条第一項第四号の保安物件がもつばら当該製造所の事業の用に供する施設である場合において、危険工室等からその施設に対してとるべき保安距離は、次の各号に掲げる距離とする。

一 当該施設が守衛又は管理人の詰所その他当該製造所を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の四分の一の距離（その距離が同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する第三種保安物件に対する保安距離の二分の一の距離に満たない場

合は、当該二分の一の距離)

二 当該施設が前号に掲げるものの以外のものである場合には、保安物件の種類に応じて規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る保安距離の二分の一の距離(その距離が保安物件の種類に応じて同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する保安距離に満たない場合は、当該保安距離)

(保安間隔)

第三条 規則第四条第一項第四号の二の保安間隔は、次の各号に掲げる距離とする。

一 危険工室等に対しては、別表の保安間隔の項に掲げる距離

二 危険区域外にある施設(次号及び第四号に掲げる施設を除く。)に対しては、前号に規定する距離

三 煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある施設であつて、火薬類の製造作業に直接関係のないもの(次号に掲げるものを除く。)に対しては、規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離(当該施設が第一種保安物件に該当するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する距離)

四 煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある現場事務所以外の事務所、試験研究施設、食堂(従業員の用に供するものに限る。)及び駐車場に対しては、規則第四条第一項第四号に

規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の二分の一に相当する距離

五 前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離

(放爆式構造及び準放爆式構造の基準)

第四条 規則第四条第一項第四号の二ただし書の放爆式構造及び準放爆式構造の基準は、次条から第七条までに定めるとおりとする。

(放爆式構造の構造基準)

第五条 放爆式構造の構造基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 放爆面にできるだけ大きい出入口及び窓を設け、放爆面は、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。

二 放爆面以外の三方の壁は、第七条第一項第一号に規定する危険工室(停滞量が十キログラム以下の爆薬の危険工室を除く。)にあつては厚さ五十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の構造とし、その他の危険工室にあつては次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。

被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第十二条第一項第三号の二の規定に従い、呼水装置を設けること。

三 スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上で放水することができる性能のものとすること。

四 スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。

五 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

六 制御弁は、消防法施行規則第十四条第一項第三号の規定により設けること。

七 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第十四条第一項第四号の四及び第四号の五の規定により設けること。

八 非常電源は、消防法施行規則第十二条第一項第四号の規定により設けること。

九 操作回路の配線は、消防法施行規則第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。

十 配管は、消防法施行規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。

昭和四十九年通告 第五十八号

十一 貯水槽等には消防法施行規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

(蓄電池及びディーゼル車の基準)

第十二条 規則第四条第一項第二十七号の蓄電池車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 車輪には、ゴムタイヤを使用すること。ただし、軌道車については、この限りでない。

二 荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩衝装置を備えること。

三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。

四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当なおおいがされていること。

五 電気配線は、キャブタイヤーケーブルを使用し、接続部分が振動によつてゆるまないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。

2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。

二 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置が施さ

れていること。

三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、荷台の後端（けん引自動車にあつては、前後車輪の中間）において開口していること。

(定員の範囲)

第十三条 規則第五条第一項第三号の人数の範囲は、別表の定員の範囲の項に掲げる人数とする。

(停滞量等の範囲)

第十四条 規則第五条第一項第九号の数量の範囲は、別表の停滞量の範囲の項及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲の項に掲げる数量とする。

附 則（平成十三年一月十八日経済産業省告示第三十一号）

この告示（第十一条の二の条文の追加）は、平成十三年四月一日から施行する。

別表（第三条、第十三条、第十四条関係）

危険工室等の区分	製造する火薬類の種類	作業工程等の区分	停滞量の範囲	同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲	定員の範囲			保安間隔
					作業者	運搬者	試料採取者	
			(以下)	(以下)	人 (以下)			メートル (以上)
(1)	ニトログリセリン若しくはニトログリコール又はこれらの混合物	硝化工程	2,000キログラム	1 日分	4	2	0	$3.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		洗浄工程	4,000キログラム		3	2	1	
		廃酸分離工程	10キログラム		2	0	0	
(2)	ニトロセルローズその他の硝酸エステル ((1)の欄、(3)の欄及び(4)の欄に掲げるものを除く。)	風乾工程	1,000キログラム		5	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		湿薬秤量工程	2,000キログラム		4	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		乾燥工程	3,000キログラム		5	3	1	$3.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		乾薬秤量工程	500キログラム		4	2	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場	5,000キログラム		0	4	1	
(3)	ダイナマイトその他硝酸エステルを主とする爆薬 (ニトログリセリン及びニトログリコールを含有する爆薬を含む。)	配合工程	1,000キログラム	0.5 日分	5	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		成型工程	1,000キログラム		20	4	1	
		一時置場	6,000キログラム		0	3	1	
(4)	ニトロ基を3以上含むニトロ化合物若しくはこれを主とする爆薬又はペンタエリスリットテトラナイトレート (ニトログリセリン及びニトログリコールを含有せず、かつ、ニトロ化合物を10パーセントを超えて含有している爆薬を含む。)	硝化工程	硝化3回分 (連続硝化の場合にあつては2,000キログラム)	1 日分	13	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ (備考9参照)
		風乾工程	5,000キログラム		6	3	2	
		粉碎ふるい分け工程	3,000キログラム		8	2	2	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		溶融工程	2,000キログラム		10	3	1	
		てん薬工程	2,000キログラム		20	3	2	
		混和工程	1,500キログラム	0.5 日分	6	2	1	
		乾燥工程	3,000キログラム		6	2	2	
		含水爆薬製造工程	3,000キログラム (火薬類は湿状に限る。)	0.5 日分	15	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場	6,000キログラム		0	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(5)	カーリットその他過塩素酸塩を主とする爆薬 (ニトログリセ	混和工程	600キログラム	0.5 日分	6	3	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		てん薬工程	6,000キログラム		15	4	1	

(28)	自動車用エア バッグガス発生 器	成型工程	火薬60キログラム		10	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [15]$ 火薬のみを使用した火工品の場合 15 (備考17参照)
		組立仕上工程	火薬及び点火具 60キログラム		50	6	2	
		一時置場	2,000キログラム		0	4	0	
(29)	火薬又は爆薬を 使用した火工品 であつて他の欄 に掲げるもの以 外のもの	成型工程	火薬60キログラム 爆薬300キログラム		10	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [15]$ 火薬のみを使用した火工品の場合 15
		仕上工程	火薬60キログラム 爆薬300キログラム		30	6	2	
		一時置場	2,000キログラム		0	4	0	
(30)	ロケット推進燃 焼試験場		3,000キログラム		20	6	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [10]$
(31)	火薬類の爆発・ 燃焼試験場、発 射試験場又は廃 薬焼却場		60キログラム		20	2	0	20 停滞量が30キログラム以下の場合 10
(32)	煙火（がん具煙 火を除く。）又 はこれの原料用 火薬若しくは爆 薬	配合工程（塩 素酸塩を含有 する火薬又は 爆薬及び雷薬 を除く。）	100キログラム	0.5 日 分	4	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [5]$
		配合工程（塩 素酸塩を含有 する火薬又は 爆薬に限り、 雷薬を除く。）	60キログラム	0.5 日 分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [6]$
		配合工程（雷 薬の工程に限 る。）	20キログラム	0.5 日 分	2	0	0	
		てん薬工程 （発音薬及び 雷薬の工程を 除く。）	100キログラム		6	1	0	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [5]$
		てん薬工程 （発音薬の工 程に限る。）	30キログラム		4	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}} [6]$
		てん薬工程 （雷薬の工程 に限る。）	20キログラム		2	0	0	
		玉込工程（割 り物及び雷の 玉込工程に限 る。）	60キログラム （直径80センチ メートル以上の 打揚煙火にあつ ては80キログラ ム）		4	1	0	

○経済産業省告示第四百十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定に基づき、避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示を次のように定め、公布の日から施行する。なお、昭和三十一年通商産業省告示第二百二十八号（火薬類取締法施行規則第三十条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等）は、同日付けで廃止する。

平成二十七年七月六日

経済産業大臣 宮沢 洋一

避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示

火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。

一 次のいずれにも適合するもの。

イ 避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。

ロ 突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物（以下「被保護建物」という。）の全ての点と

突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が四十五度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は六十度以内であること。

- (1) 被保護建物一棟について突針を二以上設ける場合において、いずれか二の突針の先端を含む鉛直面に対して三十度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間
- (2) 被保護建物一棟について架空線を二以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか二を含む鉛直面によって囲まれた空間

ハ 被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、二十五センチメートル以上、被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、三メートル以上であること。

ニ 架空線は、できるだけ水平であること。

ホ 突針は、直径が十二ミリメートル以上の銅棒、架空線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。

ヘ 突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。

ト 避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が四十一平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては二条以上とし、相互に引き離して設けてあること。

チ 避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が二十センチメートル以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること。

リ 避雷導線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。

ヌ 避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。

ル 避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガスパ管（避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。）又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離れていること。た

だし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんが出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適当な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。

ヲ 突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。

ワ 避雷導線から一メートル未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等（避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。）は、断面積が十四平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。

カ 被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から二・五メートル以上離れていること。

ヨ 避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されていること。

タ 避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。

レ タの支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。

ソ 接地電極は、避雷導線ごとに一個以上であること。

ツ 接地電極は、ガスパ管から一メートル以上離して埋設されていること。

ネ 接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。

ナ 接地電極の接地抵抗（接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。）は、避雷導線が二条以上の場合にあってはその一条ごとに二十オーム以下、一条の場合にあっては十オーム以下であること。

ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下五十センチメートル以上の深さに埋設した断面積が三十平方ミリメートル以上であつて長さが五メートル以上の銅線四条以上をもつて接地電極とするときは、この限りでない。

二 日本工業規格 A 四二〇一（二〇〇三）「建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであつて、保護レベルがⅠ又はⅡであるもの。

れかに該当する可塑性爆薬を貯蔵する者が、当該可塑性爆薬が同項各号に該当しなくなったときに、その可塑性爆薬を廃棄するために必要な期間貯蔵する場合とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十二年九月二十六日から施行する。

附則

(平成十四年三月二十五日告示第百三十五号)

この告示は、平成十四年三月二十七日から施行する。

附則

この告示は、平成十八年十二月十八日から施行する。

○平成十年通商産業省告示第百四十九号

(火薬類の容器包装の基準を定める告示)

(平成十年三月二十六日
通商産業省告示第百四十九号)

改正

平成十五年三月二十日経済産業省告示第
六十六号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二十号の規定に基づき、火薬類の容器包装の基準を定める告示を次のように定めたので、告示する。

火薬類の容器包装の基準を定める告示

(定義)

第一条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 容器包装 容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料
- 二 組合せ容器 一以上の内装容器を外装容器に収納したもの（中間包装を含む。）
- 三 複合容器 火薬類を収納するための容器を外装容器の内部に取り付けたものであって、製造された後は一体として取り扱われるもの
- 四 外装容器 火薬類を収納するための容器包装を保護するための吸収材、緩衝材等の構成材料を含む保護外装
- 五 内装容器 火薬類を収納するための容器包装であって、運搬等の取扱いのために外装容器を必要とするもの
- 六 中間包装 内装容器と外装容器との間の容器包装
- 七 フレキシブル中型容器 荷役用具（つり索、輪、環若しくは枠又はこれらを組み合わせたものをいう。）を備えたフィルム、織布その他の柔軟な素材又はこれらを組み合わせたものからなる容器
- 八 ライナー フレキシブル中型容器に挿入された筒又は袋であって、本体の主要部分を構成しないもの（ライナー自体の開口部の閉鎖具を含む。）
- 九 許容質量 容器包装に収納することができる

火薬類の質量（組合せ容器にあつては内装容器の質量を含む。）

(容器包装の技術上の基準)

第二条 火薬類を容器包装（フレキシブル中型容器を除く。）に収納する場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類は、別表の火薬類の種類及び品名の欄に掲げる分類に応じ、それぞれ同表の容器包装方法の欄に掲げる方法により収納しなければならない。
- 二 容器包装は、収納する日から起算して五年以内に行つた日本工業規格K四八二九（一九九八）に規定される試験に合格した容器包装と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 容器包装は、火薬類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを目視等により確認したものであること。
- 四 容器包装は、運搬その他の通常の取扱いによつて生じる振動又は温度、湿度若しくは圧力の変化による内容物の漏えいが起こらないものであること。
- 五 容器包装は、火薬類と接触する部分が、当該火薬類と化学作用を起こさないものであることとし、金属製の容器包装にあつては、内張り又はコーティングを施すこと。
- 六 水溶性の火薬類を収納する容器包装は、防水性を有するものであること。
- 七 湿性化又は希釈された火薬類を収納する容器包装は、濃度変化を起こさない密閉構造のもの

いて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ニ 許容質量は、百キログラムとする。

(ジェリカンの技術上の基準)

第四条 ジェリカンを外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 天板取外し式鋼製ジェリカン

イ 胴板及びチャイムの接合部は、巻締め又は溶接したものであること。

ロ 閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ハ 許容質量は、三十キログラムとする。

二 天板取外し式プラスチックジェリカン

イ 製造日から五年間以上経過していないものであること。

ロ 紫外線からの保護が必要な場合にあつては、内容物と化学作用を起こすおそれがなく、かつ、遮光機能を有するカーボンブラックその他の顔料又は遮光剤を添加したものであること。

ハ 閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持でき、かつ、漏えいのない構造のものであること。

ニ 許容質量は、三十キログラムとする。

(箱の技術上の基準)

第五条 箱を外装容器として用いる場合の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 鋼製箱又はアルミニウム箱

イ 閉鎖具は、運搬その他の通常の取扱いにおいて、確実に閉鎖状態を維持できるものであること。

ロ 許容質量は、百キログラムとする。

二 普通型天然木材箱又は粉末不漏型天然木材箱

イ 天地板は、ハードボード、パーティクルボードその他の十分な耐水性を有する再生木材を用いることができる。

ロ 普通型天然木材箱の部材を接合する場合にあつては、桁目継ぎ以外の接合方法を用いたものであることとし、接合部に高い応力が加わる場合にあつては、クリンチ、環状釘その他の締付け具を用いたものであること。

ハ 粉末不漏型天然木材箱は、部材に一枚板又はリンダマン継ぎ、さねはぎ継ぎ、相互はぎ継ぎ若しくは継目ごとに二個以上の金属製波釘を打ち込んだ突き合わせ継ぎであつて、接着剤を用いた接合方法により接合されている板を用いたものであること。

ニ 許容質量は、七十キログラムとする。

三 合板箱

イ ローターリーカット单板、薄切り单板又は鋸引き单板からなる三層以上の合板を使用し、耐水性接着剤を用いて接着したものであること。

ロ 許容質量は、五十キログラムとする。

四 再生木材箱

イ ハードボード、パーティクルボードその他の十分な耐水性を有する再生木材を用いたもの

のであること。

ロ 許容質量は、五十キログラムとする。

五 ファイバ板箱

イ 硬質ファイバ板又は単層若しくは多層の両面段ボールを用いたものであること。

ロ 両面段ボールの中芯は、ライナーに強固に貼り合わせたものであること。

ハ つま面は、木材その他の材料又は補強さんを用いることができる。

ニ 組立時に割れ目、破れ又は過度の曲がりを生じないようなけい線又はスロットを施したものであること。

ホ 接合部は、テープによる突き合わせ接合又は接着剤若しくはステープルによる十分な継ぎしろを設けた重ね接合を用いたものであること。

ヘ 箱の封かんに接着剤又はテープを使用する場合にあつては、耐水性を有するものを用いたものであること。

ト 外面面は、日本工業規格P八一四〇（一九九八）に規定されるコップ法により三十分後の質量増加が一平方メートル当たり百五十五グラム以下の耐水性を有するものであること。

チ 許容質量は、三十キログラムとする。

六 発泡プラスチック箱

イ 発泡成型による上部及び下部の二部からなり、下部には内装容器をはめ込むための凹部を設け、上部と下部はかみ合うものであること。